

指定介護老人福祉施設高風園「そめやの里」運営規程
(特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が設置運営する指定介護老人福祉施設高風園「そめやの里」(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が設置運営する特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は34名(従来型多床室)とする。

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第4条 施設に次の従業者を置く。

- 一 管理者1名
- 二 事務員1名以上
- 三 生活相談員1名以上
- 四 計画担当介護支援専門員1名以上
- 五 介護職員14名以上
- 六 看護職員3名以上
- 七 機能訓練指導員1名以上
- 八 医師1名以上
- 九 栄養士及び管理栄養士1名以上
- 十 調理員等(業務委託)

2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、第10条に規定する施設サービス計画

に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。

- 3 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務)

第5条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元保証人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 計画担当介護支援専門員

入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 医師

入所者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士及び管理栄養士

入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

十 調理員

入所者に提供する食事の調理業務に従事する。

第3章 入所及び退所

(入所)

第6条 入所申込者の施設への入所は、入所申込者と施設の契約により行うものとする。

- 2 施設は、入所定員に達している場合又は入所申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入所契約の締結を拒むことはできない。

- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅

サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

- 4 施設は、あらかじめ入所申込者又は身元保証人（家族等）に対し、この運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入所者の同意を得るものとする。
- 5 施設は、入所申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。要介護認定を受けていない入所申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（退所）

- 第7条 施設は、入所者に次の事由が生じた場合は、身元保証人（家族等）に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。
- 一 入所者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
 - 二 入所者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
 - 三 入所者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
 - 四 入所者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納したとき。
- 2 入所者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
- 一 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
 - 二 要介護認定の更新において、要介護1又は2と認定され、特例入所の要件に該当しないとき。
 - 三 入所者が死亡したとき。
 - 四 入所者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
 - 五 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
 - 六 入所者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。
 - 七 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
- 3 施設は、入所者の退所に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退所の為に必要な援助をするものとする。

（入所者の入院中の取扱）

- 第8条 施設は入所者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元保証人（家族等）の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにするものとする。

第4章 入所者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

（サービス提供における基本方針）

第9条 施設サービスは、入所者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、第10条に規定する施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

2 施設サービスは、入所者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

3 施設サービスは、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

4 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

5 入所者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して施設サービスを提供するものとする。

6 施設サービスの提供に当たっては、入所者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入所者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(施設サービス計画)

第10条 計画担当介護支援専門員は、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営む上で入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入所者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原案及び第2項に規定する変更案について入所者及び身元保証人（家族等）に対して説明し、同意を得るものとする。

(介護)

第11条 介護は、施設において入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

一 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）

二 排泄の自立についての必要な支援

三 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え

四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(相談及び援助)

第12条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元保証人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

第13条 施設は入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入所者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元保証人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は入所者の身元保証人（家族等）との連携を図るとともに、入所者とその身元保証人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（食事の提供）

第14条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供するものとする。

2 施設は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が可能な限り離床して、食堂等で食事を摂れるよう支援し、食堂等で食事を摂ることができない入所者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

（機能訓練）

第15条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）

第16条 医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。

3 入所者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

（施設サービスの利用料及び費用等）

第17条 第11条から第16条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入所者から費用の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったこ

とに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用

五 理美容代

六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入所者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項各号に規定する施設サービスの提供に当たっては、入所者又は身元保証人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者又は身元保証人（家族等）の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

5 第2項及び第3項に規定する施設サービスの提供に係る会計及び第11条から第16条までに規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。

6 管理者は、入所者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するに当たっては請求書を、当該請求に基づき入所者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ入所者に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第9条第1項に規定する「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。

7 管理者は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入所者又は身元保証人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。

（入所者に関する市町村への通知）

第18条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（施設サービス提供に関する記録）

第19条 施設サービスの実施状況及び入所者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

一 施設サービス提供に関する記録

イ 施設サービス計画書

ロ 施設サービスの提供の状況及び入所者の施設での生活の経過に係る記録

二 第18条に規定する市町村への通知にかかわる記録

2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

第5章 施設利用に当たって入所者が留意すべき事項

(外出及び外泊)

第20条 入所者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第21条 入所者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(健康保持)

第22条 入所者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第23条 入所者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第24条 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第25条 入所者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第26条 施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師及び協力医療機関との連携方法や診察を依頼するタイミング等、入所者の急変等に備えるための対応方針を定める。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 施設は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

2 入所者は前項の対策に可能な限り協力するものとする。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止への取り組み)

第28条 施設は、入所者又は他の入所者等の生活上の安全を確保するために、虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置するとともに虐待防止に資するため従業者を教育するものとする。

一 虐待防止のための委員会は定期的に開催し、その結果を職員に周知する

二 従業者の教育は、職員研修として定期的に行う

三 虐待防止に関する担当者を設置し、一連の活動を適切に行う

2 施設は、従業者による虐待を発見した場合、速やかに市町村等に通報し入所者の安全確保に努めるとともに、虐待防止策を講ずる。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(施設サービスの評価)

第29条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第30条 管理者は、施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入所者に報告するものとする。

2 管理者は、入所者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた入所者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(身体的拘束の原則禁止)

第31条 従業者は、施設サービスの提供に当たっては、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、常にその解除に努める

ものとする。

(秘密の保持)

第32条 従業者は、業務上知り得た入所者又は身元保証人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 施設が居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第33条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、入所者の保健衛生の維持向上ならびに施設における感染症及び食中毒の発生または、まん延の防止を図るものとする。

(事故発生時の対応)

第34条 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元保証人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第35条 施設は、その運営に当たっては、地域との交流に努めるものとする。

第10章 雑 則

(改正)

第36条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

なお、軽微な改正は理事会に報告する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第17条関係（別表1）は令和6年7月31日まで適用し、第17条関係（別表2）は令和6年8月1日から適用する。

第 17 条関係（別表 1）

1. 介護福祉施設サービス費基本部分（基本部分及び加算部分）

内容	自己負担額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

2. 食事自己負担額（保険外 日額）

第 4 段階	介護保険負担限度認定証に記載されている額 （基準額は介護報酬の基準額を適用）			
	第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
1,540 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円

3. 居住費自己負担額（保険外 日額）

基準額 （第 4 段階）	介護保険負担限度認定証に記載されている額			
	第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
855 円	370 円	370 円	370 円	0 円

4. その他の費用

料金の種類		金 額	備 考
電気料（テレビ、パソコン等の持ち込み使用）		各300円／月	
通帳等（通帳・現金・年金証書）管理代		各20円／日	
特別な食事の提供	おやつ	60円／日	
	その他	実費	ご利用者のご希望による

第 17 条関係（別表 2）

1. 介護福祉施設サービス費基本部分（基本部分及び加算部分）

内容	自己負担額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

2. 食事自己負担額（保険外 日額）

第 4 段階	介護保険負担限度認定証に記載されている額 （基準額は介護報酬の基準額を適用）			
	第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
1,540 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円

3. 居住費自己負担額（保険外 日額）

基準額 （第 4 段階）	介護保険負担限度認定証に記載されている額			
	第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
915 円	430 円	430 円	430 円	0 円

4. その他の費用

料金の種類		金 額	備 考
電気料（テレビ、パソコン等の持ち込み使用）		各600円／月	
通帳等（通帳・現金・年金証書）管理代		各20円／日	
特別な食事の提供	おやつ	60円／日	
	その他	実費	ご利用者のご希望による